

## 障がい者等の 軽自動車税を減免

身体・知的・精神障がい者（18歳未満の身体障がい者や、知的・精神障がい者と生計をともししている人も含む）が所有する軽自動車や、障がい者のために特別仕様が施された軽自動車などで、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。減免を希望する人は、本庁・市民税課または各支所・総務振興課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、4月23日㊤までに同課へ提出してください。

なお、昨年の減免対象者には事前に現況報告書を送付しています。所有する軽自動車などに変更がない人は、現況報告書を提出すれば、新たに申請する必要はありません。

▼持参品 ①障がいの種類や程度を証明するもの（障がい者手帳など） ②印鑑 ③納税通知書（4月中旬送付） ④運転する人の運転免許証。

※該当要件などの詳細は、本庁・市民税課諸税係（内線1141）または各支所・総務振興課へお尋ねを。

## 重度心身障がい者の医療機関への 窓口負担が2カ月間変更

4月から後期高齢者医療制度がスタートしますが、同制度の受給者情報の電算処理ができないため、75歳以上の重度心身障がい者の皆さん（65歳以上で老人保健制度の障がい認定を受けていた人を含む）が医療を受けたときに医療機関の窓口で支払う負担額が、4・5月の2カ月間に限り変更となります。

負担額については、3月までは「重度医療負担限度額まで」でしたが、4・5月の2カ月間は『医療費の1〜3割または高額医療費の自己負担限度額まで』となります。

これにより、対象者の皆さんが医療機関の窓口で支払う負担額はいったん増えることとなりますが、重度医療負担限度額との差額は本庁・社会福祉課または各支所・福祉担当課に申請していただき、審査

をした後、払い戻しをします。大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

※診療月から1年を経過すると、払い戻しを受けられなくなりますのでご注意ください。

※該当者には、窓口負担の変更内容のお知らせを送付しています。

▼申請方法 本庁・社会福祉課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課に備え付けの申請用紙に必要事項を記入し、同課へ提出してください。

▼持参するもの 支払った医療費の領収証、印鑑。

※詳細は本庁・社会福祉課障がい福祉係（内線1181）へお尋ねください。

## 小規模多機能型居宅介護 サービスが始まります

平成18年4月の介護保険制度の改正により地域密着型サービスが創設され、本市では、認知症対応型共同生活介護と認知症対応型通所介護の事業所を指定して、地域での

## 牛深地区の 地籍調査にご協力を

4月から、牛深町・久玉町・魚貫町の一部の地籍調査を行います。調査を円滑に進めるため、該当地域の土地所有者（または代理人）は、隣接する土地の所有者の立ち会いのもと、事前に境界杭の設置をお願いします。

### 〔該当地域〕

●牛深町字深迫・桑嶋・蚕寄・千地ノ内・辰ヶ越・門度・竹渡・外大首・大首・茂越・黒崎・仕附・島元・福浦・小白濱・白濱・中平尾・平尾・山ノ尻。

●久玉町字田中・竹ノ迫・片白・辰石・北椈木・南椈木・馬渡・日暗・小ノ浦・大坪・渡瀬・丸尾・権現平・西権現平・東権現平・上小浦・堂山・陣地庵・清門河内。

●魚貫町字黒河原・上ノ黒石・黒石・寄神・琵琶ノ首・仁田尾・コトン河原・城下・前田・宇戸・高手。

※詳細は牛深支所・地籍調査課へお尋ねください。

生活を支援してきました。

今年4月からはこれらに加えて、小規模多機能型居宅介護の事業所を新しく指定します。利用者の心身の状態や希望に応じて、サービスを提供する事業所への「通い」を中心に、自宅への「訪問」や事業所への「泊まり」を組み合わせたサービスを利用できるようにいたします。

サービスを提供する事業所などについては、電話で直接本庁・高齢者支援課へお尋ねいただくか、市ホームページをご覧ください。

※詳細は本庁・高齢者支援課庶務係（内線1193）へお尋ねください。

## 児童扶養手当制度が 一部変更となります

児童扶養手当制度が改正され、4月から、同手当の支給開始から5年（手当を請求したときに3歳未満の児童を養育していた場合は、児童が3歳になった月の翌月から5年）、または支給要件に該当した日から7年を経過した時点のいずれか早いほうから、

同手当の額が2分の1に減額となります。ただし、受給者が次のいずれかに該当する場合は、本庁・子育て支援課または各支所・児童扶養手当担当課で手続きを行えば減額されません。①就業中である②就職活動などの自立を図るための活動をしている③身体または精神に障がいがある④負傷または疾病などで就業することが困難⑤児童や親族などが、障がいや負傷、疾病、要介護状態などで介護をする必要があり就業が困難。

▼手続方法 該当者には、4月上旬に改正内容と手続方法のお知らせを送付します。お知らせに記載している期限までに、本庁・子育て支援課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課へ必要書類を提出してください。

なお、期限までに必要書類が提出されない場合は、手当の額が2分の1に減額となる場合があります。

※詳細は本庁・子育て支援課子ども福祉係（内線1175）へお尋ねください。

## 天草市高齢者支援センターをご利用ください！

市高齢者支援センター（市社会福祉協議会内）では、市から業務委託を受け、高齢者福祉サービスが必要な在宅の高齢者またはその家族などに対し、高齢者福祉サービスの照会・相談・申請代行などを行います。なお、同サービスの利用などについての詳細は、同センターへお尋ねください。

### 《主な高齢者福祉サービス》

#### ■ヘルパー派遣事業

在宅の虚弱な高齢者などに対し、ヘルパーが訪問して日常生活の指導・支援を行う。

#### ■生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者や要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、通所サービスを提供し、要介護状態にならないよう予防する。

#### ■食の自立支援事業

ひとり暮らしの高齢者などに対し、配食サービスを行い、食生活の改善と健康増進を図る。

### 〔天草市高齢者支援センター相談窓口〕

天草市社会福祉協議会  
・本渡支所 ☎④0100 ・牛深支所 ☎⑦2904  
・有明支所 ☎③0110 ・御所浦支所 ☎⑦3782  
・倉岳支所 ☎④3895 ・栖本支所 ☎⑥3367  
・新和支所 ☎④3770 ・五和支所 ☎③1076  
・天草支所 ☎④0678 ・河浦支所 ☎⑦1401

※天草市在宅介護支援センターへの高齢者福祉サービスの照会・相談・申請代行などの業務委託は、3月31日で終了しますが、高齢者の総合相談業務などについては、天草市地域包括支援センターや天草市高齢者支援センターで引き続き実施します。

### 【問い合わせ先】

本庁・高齢者支援課高齢者福祉係（内線1191）

## 県の一部の事務が市の事務になります

これまで県が行っていた下表の事務を、平成20年度から市が行うことになりました。内容や手続き方法などの詳細は、各担当課へお尋ねください。

対象となる事務	問い合わせ先
公有水面埋立法に基づく事務のうち、市管理漁港の漁港区域内の埋め立てに関する事務	本庁(別館)・水産課漁港係(内線2573)
国有財産法に基づく事務のうち、市管理漁港の漁港区域内の農林水産大臣所管の国有財産に関する事務	本庁・環境課環境政策係(内線1275)
墓地、埋葬などに関する法律に基づく事務のうち、墓地などの経営許可等に関する事務	本庁・財政課財産管理係(内線1366)
分収林特別措置法に基づく事務のうち、分収林契約にかかる募集などの届け出の受理等に関する事務	本庁・高齢者支援課高齢者福祉係(内線1191)
老人福祉法に基づく事務のうち、老人居宅生活支援事業の届け出の受理等に関する事務	